

医療費控除の申告には

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

領収書の添付や提示による申告はできません。



明細書はホームページでダウンロード、もしくは本所課税課市民税係・各庁舎市民福祉課窓口にあります。

記入例

令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 鶴岡市馬場町9番25号

氏名 鶴岡 幸江

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
310,670 円	310,670 円	20,000 円

医療費通知を添付する場合に記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
鶴岡 幸江	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	5,650 円	
〃	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	1,350 円	
鶴岡 幸太	□□病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	750 円	
〃	△△薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	800 円	
〃	◇◇眼科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	950 円	
〃	■●●薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	650 円	
〃	□〇整形外科医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	105,690 円	30,000 円
鶴岡 一郎	■□クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	13,040 円	
〃	●●●薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	10,450 円	
医療費の合計			139,330 円	30,000 円

医療費の領収書から、人ごと・病院ごとの1年間(1月1日～12月31日)の合計額を記入します。

医療費の領収書は、自宅等で5年間保存する必要があります。税務署等から求められたときは提示又は提出しなければなりません。

生命保険会社からの給付金(入院給付金・手術給付金等)や健康保険組合からの高額療養費等があった場合には、その金額を記入します。

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	450,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	50,000 円	B
差引金額 (赤字のときは0円)	(A - B) = 400,000 円	C
所得金額の合計額	2,341,600 円	D
(D) × 0.05 (赤字のときは0円)	117,080 円	E
(E) と10万円のいずれか少ない方の金額	100,000 円	F
医療費控除額 (最高200万円、赤字のときは0円)	(C - F) = 300,000 円	G

市民税・県民税申告書(鶴岡市様式)は「支払った医療費」「保険金などで補てんされる金額」を申告書に転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の(90)の金額を転記します。

医療費控除額を計算します。確定申告書の場合は「医療費控除額」を申告書に転記します。